

令和5年度坂井市職員採用候補者第3回試験（職務経験者）実施要領

1. 試験職種、採用予定人員等

試験は、次の試験区分で行います。

試験職種	採用予定人員	業 務 内 容
保育士	4名	幼保園、保育園、こども園の業務に従事する

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

2. 受験資格

試験職種	受 験 資 格
保育士	次のいずれにも該当する人 (1) 昭和48年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 (2) 直近5年のうち、保育士として勤務した職務経験が通算3年以上の人（正規・非正規問わず） (3) 保育士資格かつ幼稚園教諭免許を有する人

①学歴は問いません。

②次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 坂井市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

③障害者手帳の交付を受けている人は、3ページをご覧ください。

3. 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	令和5年12月17日（日） 集合時間 9：40 SPI3 10：00～12：00 ※試験時間は、予定です。	坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市役所
第2次試験	令和6年1月中旬（予定） 日程・試験会場等については、第1次試験合格者に通知します。	

※ 試験当日、周辺施設の駐車場には駐車しないでください。出来る限り公共交通機関をご利用ください。

4. 試験の方法

区 分	種 類	内 容
第1次試験	基礎能力検査・性格検査 (SPI3) ※ペーパーテスト	職務を遂行する上で必要となる基礎的な能力及び性格に関する検査
	書類審査	エントリーシート及び職務経歴書の内容審査
第2次試験	口述試験	受験者の人物、意欲等について個別面接を行います。

※ 受験資格の有無、申込書等の記載事項の真否について、調査します。

5. 出題分野

種 類	出題分野
基礎能力検査・性格検査 (SPI3)	コミュニケーション力、思考力、判断力、応用力など基礎的な能力を測定する検査 人との接し方や仕事への取組み方などの性格特徴を測定する検査

6. 合格者の発表

区 分	発表時期	発表方法
第1次試験合格者	令和5年12月下旬	坂井市役所前掲示板及び坂井市ホームページに掲載するほか、合格者に結果を郵便で通知します。
最終合格者 (第2次試験合格)	令和6年2月上旬	坂井市役所前掲示板及び坂井市ホームページに掲載するほか、第2次試験受験者全員に結果を郵便で通知します。

7. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、坂井市職員として採用される資格を持つことになります。
- (2) 採用された場合の給与は、原則として次のとおりです。

○初任給は、下表を基本として、民間企業等における職務経歴年数およびその職務内容に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定されます。

大 学 卒	186,900円
短 大 卒	165,600円

○諸手当

扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給基準に基づき支給されます。

- (3) 最終合格発表後、職務経験期間確認のため職歴を証明できるものを提出いただきます。その結果、職歴を証明できなかつたり、必要な職務経験を欠いていることが明らかになった場合は採用されません。

8. 受験手続

(1) 受験申込手続

試験職種	申込方法
保育士	市ホームページから、申込書、エントリーシート及び職務経歴書をダウンロードし、郵送または持参で坂井市役所職員課に提出してください。（申込書については、厚手白色上質紙（ケント紙）に印刷してください。） エントリーシートには、本人の写真（縦4センチメートル×横3センチメートル。上半身、脱帽、正面向で申込前6ヶ月以内に撮影したものに限り）を貼付してください。 受付後、受験票を本人宛てに返送しますので、試験当日持参してください。 ※試験当日、受験票を忘れた場合は、受験できません。

(2) 受付期間等

試験職種	受付期間	
保育士	持 参	【期間】 令和5年11月13日（月）から 12月 1日（金）まで 【時間】 平日の午前8時30分から 午後5時15分まで ※ただし、土曜、日曜、祝日は除く
	郵 送	【期間】 令和5年11月13日（月）から 12月 1日（金）まで ※必ず「書留郵便」とする。12月1日（金）までの消印のあるものは受け付けますが、11月28日（火）以降は、「速達書留」で郵送してください。

9. その他

受験手続、その他の問い合わせは、下記へお願いします。

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市総務部職員課 TEL 0776-50-3011（直通）

《 障害者手帳の交付を受けている人 》

- ① 申込書の「障がいの程度」「その他」の欄を必ず記入してください。
- ② 試験は、活字印刷文（文字の大きさはこの案内と同程度）による出題および口述試験となります。
- ③ 受験の際に、車いすの使用など個別の配慮を必要とする場合は、ご連絡ください。ただし、内容によっては試験の実施上配慮できない場合があります。